

(別紙1)

大館市国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの
脆弱性評価結果

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1－1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

住宅の耐震化 【都市計画課】

- ・災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化を推進する必要がある。
- 公共特定建築物（ ）の耐震化 【都市計画課】
- ・公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物
学校の耐震化 【教育総務課】

- ・小中学校の耐震化は、平成 28 年度に完了しているが、災害時の避難所としての利用を図るため、天井、照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。

病院の耐震化 【総合病院】

- ・総合病院は平成 12 年度から 21 年度にかけて、大規模に増改築し耐震化されている。扇田病院は昭和 58 年度建設の建物であり、耐震化されている。

社会福祉施設等の耐震化 【福祉課・子ども課・長寿課】

- ・社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を推進する必要がある。

指定文化財・史跡の耐震化 【歴史文化課】

- ・国、県指定文化財は、建築基準法の適用から除外されているが、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

空き家対策 【危機管理課】

- ・所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生、景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

都市基盤等の整備 【都市計画課・まちづくり課】

- ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。なお、平成 30 年度から「都市計画道路網の見直し」に着手している。
- ・道路に面する塀等の倒壊は、危険かつ避難及び救助活動等の大きな妨げになることから、老朽化の進んだ脆弱な塀等は早期に撤去する必要がある。特に劣化が著しい塀等については、所有者に対し改善を促す必要がある。

【想定】家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する

家具類の固定など室内安全対策 【危機管理課・消防】

- ・家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、さらに普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる

住宅用火災警報器の設置 【消防】

- ・住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、市域における設置状況調査を実施しており、未設置世帯への普及啓発にさらに取り組む必要がある。また、地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災に有効な感震ブレーカーの普及にもさらに取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

住宅の耐震化率 66.3% (H25)

公共特定建築物の耐震化率 90.5% (H27)

学校施設の耐震化率 100% (H28完了)

- 1 都市計画道路の整備

17.24km未着手 / 64.02km計画延長 (R5)

- 2 御成町南地区区画整理事業進捗率 100.0% (R6完了)

- 3 危険ブロック塀等の撤去への支援 2件 (R5)

住宅用火災警報器の設置率 90.0% (R5)

最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

河川改修等の治水対策 【土木課・都市計画課】

- ・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。

河川関連施設の老朽化対策 【土木課・都市計画課】

- ・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るものであり、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

洪水ハザードマップの作成 【危機管理課】

- ・改正水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。

避難指示等の判断基準等の策定 (水害) 【危機管理課】

- ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル (水害)」を策定する必要がある。

【重要業績評価指標】

洪水ハザードマップの策定 策定済み

避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定 策定済み

最悪の事態 1－3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

【想定】噴火情報等が伝達されない

火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。県内では、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の5活火山で協議会が設置されている。本市においては、平成31年度中に十和田火山防災協議会へ参加する予定。

【想定】市民が噴火に巻き込まれる

再掲 1－3 火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・本市においては、平成31年度中に十和田火山防災協議会へ参加する予定。

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

再掲 1－3 火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・本市においては、平成31年度中に十和田火山防災協議会へ参加する予定。

【想定】土石流・崖崩れ等に巻き込まれる

土砂災害対策施設の整備 【土木課】

- ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。
- 土砂災害対策施設の老朽化対策 【土木課】
- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を平成30年度中に策定することとしており、今後、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の指定 【危機管理課・土木課】
- ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する必要がある。
- 土砂災害ハザードマップの作成 【危機管理課】
- ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。
- 避難指示等の判断基準等の策定（土砂災害） 【危機管理課】
- ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定する必要がある。

【重要業績評価指標】

土砂災害ハザードマップの策定 策定済み

避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 策定済み

最悪の事態 1－4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

道路除雪等による冬期の交通確保 【土木課】

- ・国、県、市の道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進する必要がある。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

雪下ろし事故防止対策 【消防】

- ・冬期に雪下ろし講習会を実施している。今後も安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。
- ・克雪化住宅の普及促進 【都市計画課】
- ・既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取り組みを推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

除雪計画の見直し 毎年実施

克雪化リフォーム実施件数 49件（H29）

最悪の事態 1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

関係行政機関等による情報共有体制の強化 【危機管理課・企画調整課・消防】

- ・災害時には、市、消防、警察、気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。
- ・大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集、共有体制の強化を図る必要がある。
- ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保する必要がある。

県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

【危機管理課・企画調整課・消防】

- ・県総合防災課（県災害対策本部）と市、消防、自衛隊、地域振興局等の防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）により、情報伝達体制の強化を図ることとしている。

県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

【危機管理課・企画調整課】

- ・県と市等は、一般電話回線や県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Ｌアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等の関係機関との情報共有機能等を持つ「県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。
- ・「県情報集約配信システム」が利用するインターネット系ネットワークの可用性を確保する必要がある。

【想定】被災現場の情報が届かない

可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 【消防】

- ・大規模災害発生時には、消防の可搬型画像システムによる現場の状況及びドローンを活用した上空からの映像を災害対策本部室へ送信することにより、迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定を図ることとしている。

【想定】市民へ情報伝達ができない

緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備 【危機管理課・企画調整課】

- ・本市による住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）、フェイスブック、緊急告知FMラジオなど多様化を進めているが、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。
- ・定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」とする必要がある。

Ｌアラートによる情報伝達 【危機管理課】

- ・国からの災害関連情報を迅速かつ確実に受信するため、「全国瞬時警報システム」（Ｌアラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信体制を強化する必要がある。

避難指示等の判断基準等の策定

再掲 1 - 2 避難指示等の判断基準等の策定（水害） 【危機管理課】

- ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定する必要がある。

再掲 1 - 3 火山防災協議会への参画 【危機管理課】

- ・本市においては、平成31年度中に十和田火山防災協議会へ参加する予定。

再掲 1 - 3 避難指示等の判断基準等の策定（土砂災害） 【危機管理課】

- ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定する必要がある。

【重要業績評価指標】

L G W A N回線数 1回線（H29）

県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施

- 1 県情報集約配信システムの導入 整備済み
- 2 インターネット仮想端末を補完する無線接続端末 1台（H29）
- 1 登録制メール、エリアメール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）、フェイスブックの導入 整備済み
- 2 携帯アプリの登録者数 27,000人（R5）
- Jアラート自動起動装置整備 整備済み
- 1 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定（1-2の再掲）策定済み
- 2 避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定（1-3の再掲）策定済み

最悪の事態1－6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する**

自主防災活動の充実・強化 【消防】

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成、個別避難計画の作成を働きかける必要がある。

地域の防災・避難訓練の実施 【危機管理課・消防】

- ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を実施していく必要がある。

防災講座の充実 【危機管理課・消防】

- ・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員を派遣し、防災に関する普及、啓発に努めていく必要がある。

学校における防災教育の充実 【学校教育課】

- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る必要がある。

多様な主体が参画する防災訓練の実施 【危機管理課・消防】

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を、今後も毎年実施する必要がある。

【重要業績評価指標】

個別避難計画の作成 0地区（R4）

防災講座（危機管理課及び消防）の実施回数 26回（H30）

防災訓練等を実施する学校の割合 100%（H30）

防災訓練等参加者数 300人（R5）

目標 2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

県との共同備蓄物資の整備 【危機管理課】

- ・県と連携し、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」として指定し、災害発生時から 3 日分を整備することとしている。本市では、平成 29 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

民間事業者との物資調達協定の締結 【危機管理課】

- ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】救援物資が届かない

自助による備蓄の促進 【危機管理課・消防】

- ・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話等を通じ 3 日分の備蓄に向けた普及啓発をさらに推進する必要がある。

避難所への備蓄の促進 【危機管理課】

- ・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新を進める必要がある。

物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【危機管理課】

- ・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。

物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【危機管理課】

- ・災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておく必要がある。

【重要業績評価指標】

県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み

災害時における物資の供給に関する協定の締結

NPO 法人 1 件、スーパー 2 件、石油・ガス 2 件、飲料 1 件

物資を備蓄している避難所数 12 避難所（全公民館）

物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1 件

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

孤立する恐れのある地区の現状把握 【危機管理課・消防】

- ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常

に把握しておく必要がある。

- ・災害発生時には、ドローンによる上空からの映像を活用し、孤立集落の状況を迅速に把握する必要があるため、操作技術の習得に努める必要がある。

通信手段の確保 【危機管理課・企画調整課】

- ・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛星携帯電話等を配備する必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

孤立予防対策

再掲 1 - 2 河川改修等の治水対策 【土木課・都市計画課】

- ・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。

再掲 1 - 3 土砂災害対策施設の整備 【土木課】

- ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。

再掲 4 - 1 道路施設の老朽化対策 【土木課】

- ・今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する必要がある。

再掲 4 - 1 道路の防災対策 【土木課】

- ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策など、計画的に推進する必要がある。

発電機など電力の確保 【危機管理課】

- ・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を進める必要がある。

緊急物資の備蓄 【危機管理課】

- ・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

携帯電話サービスエリアの人口割合 99.98% (H28)

衛星携帯電話を配備している地区 平滝集落 (R3解消)

最悪の事態2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

消防施設等の計画的な整備 【消防】

- ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていく必要がある。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎の代替となる建物の指定など、対策を促進する必要がある。

消防施設における燃料の確保 【消防】

- ・本市では、秋田県石油商業協同組合大館支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請することとしているが、今後、自家用給油取扱所の設置を検討していく必要がある。

【想定】応急活動を行う人員が不足する

消防団への加入促進 【消防】

- ・社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る必要がある。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進していく必要がある。消防団員の技術力の向上 【消防】
- ・地域防災力の中核を担う消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を毎年実施している。
- ・県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する必要がある。緊急消防援助隊の受援計画の見直し 【消防】
- ・大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されている。
- ・今後、車両更新計画に基づき車両を更新し、出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画の見直しを図る必要がある。

【重要業績評価指標】

- 1 消防団員数の条例定数充足率 87.4% (R5)
- 3 消防団協力事業所数 39事業所 (R5)
- 4 消防団応援の店事業所数 47事業所 (R5)
- 1 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 4人 (H29)
- 2 リーダー研修参加者・防災士登録者 0人 (R5)

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】被災者が避難所の場所を把握していない

指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【危機管理課】

- ・災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられた「指定緊急避難場所」と「指定避難所」については、指定済みである。
- ・指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど、周知を図る必要がある。福祉避難所の指定 【危機管理課】
- ・一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する必要がある。

【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

帰宅困難者支援に関する協定の締結 【危機管理課】

- ・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定を締結する必要がある。

【想定】避難所等が被災して使用できない

学校、公民館の防災機能の強化 【教育総務課】

- ・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。
- 公園、学校における避難場所機能の確保 【都市計画課・教育総務課】
- ・避難場所に指定されている公園や学校（グラウンド）について、老朽化対策を進める必要がある。また、公園については、市街化が進んでいる地区の公園空白地を解消する必要がある。

【想定】避難所の良好な生活環境を確保できない

避難所における生活環境の整備 【危機管理課・健康課】

- ・避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者や女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に取り組む必要がある。
- ・避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。
- ・災害時に起こりやすい健康課題への対応が必要であり、特にストレス関連障害に対しては、保健所等と連携し、こころのケアに関する支援体制づくりに取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

避難所外の場所に滞在する被災者への支援 【危機管理課・健康課】

- ・平成28年5月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者のエコノミークラス症候群が問題となったため、予防法等の周知を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

- 1 指定緊急避難場所の指定数 193箇所（R5）
- 2 指定避難所の指定数 119箇所（R5）
- 福祉避難所の指定数 16箇所（R5）
- 一人当たりの都市公園面積 16.6㎡（R5）
- 避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済み

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】医療施設が機能を喪失する

病院の業務継続体制の強化 【総合病院】

- ・災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における大館市立総合病院業務継続計画」を策定する必要がある。

【想定】医薬品等を確保できない

医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【総合病院】

- ・秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要な医薬品、医療機器の流通備蓄を行う必要がある。

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

災害医療コーディネーターの配置 【総合病院】

- ・県と連携し、「災害医療コーディネーター」を配置し、DMAT（災害派遣医療チーム）の待機、出動要請や、医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する必要がある。

DMAT（災害派遣医療チーム）の配置 【総合病院】

- ・災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行うDMAT（災害派遣医療チーム）を総合病院内に配置しており、県の出動要請等により、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動に対応することとしている。

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

平時からの感染症予防対策の強化 【健康課】

- ・平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進する必要があるほか、予防知識の普及、啓発に努めていく必要がある。

【想定】被災地での衛生環境が悪化する

健康危機管理能力の向上 【健康課】

- ・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生対策を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

麻しん、風しん混合ワクチン接種率

1期80.9%、2期85.8%（R5）

目標 3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

市の業務継続体制の強化 【総務課・危機管理課】

- ・災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大館市業務継続計画（BCP）」を策定しているが、さらに職員に周知を図る必要がある。

【想定】市庁舎等が損壊する

執務環境の整備 【総務課】

- ・什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】市庁舎等が停電する

停電時の行政機能の確保 【総務課】

- ・新庁舎には、防災拠点としての機能発揮のため、非常用自家発電装置やマンホールトイレを設置する。

非常用電源等の確保 【総務課】

- ・停電時でも最低限の業務が継続できるよう、新庁舎には、非常用自家発電装置を設置する。
- ・電気自動車や燃料電池自動車などの電動車は、非常用電源として活用することができるため、公用車の買い替えの際には電気自動車等を導入していく必要がある。

停電対応訓練の実施 【総務課】

- ・停電時でも、非常時優先業務を継続できるよう、年 1 回訓練を実施している。

【重要業績評価指標】

BCP（業務継続計画）の策定 策定済み

ポータブル発電機の備蓄数 30 個（R5）

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】道路網が寸断される

幹線道路等の整備 【土木課・都市計画課・まちづくり課】

- ・災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進する必要がある。
- ・国や関係市町村と連携し、広域交通の要となる高速道路等のネットワーク化を推進しているが、秋田自動車道釈迦内パーキングエリアは秋田道と東北道の接続地となり、観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つため、日沿道釈迦内 P A 等利活用勉強会を開催し、具体的活用を講じる必要がある。
- ・防災拠点としての道の駅の機能整備を講じる必要がある。

道路施設の老朽化対策 【土木課】

- ・今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する必要がある。
- ・橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の点検や路面下の空洞化調査を実施する必要がある。

道路の防災対策 【土木課】

- ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する必要がある。

【想定】鉄道施設の機能が停止する

鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

- ・東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害による被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【重要業績評価指標】

- 1 市道改良率 80.3%(R5)
- 2 市道舗装率 78.7%(R5)
- 3 包括的民間委託範囲率 20.0%(R5)

最悪の事態 4-2 電気、石油等の供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

電力施設・設備の強化 【東北電力(株)大館電力センター】

- ・東北電力(株)大館電力センターでは、水害、風害、雪害、地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視、点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

- ・本市では、東北電力(株)大館電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結しており、医療機関や市庁舎の電力優先復旧やリエゾンの派遣等を要請することとしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合大館支部との協定） 【危機管理課】

- ・本市では、秋田県石油商業協同組合大館支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請することとしている。

【想定】長期にわたりＬＰガスの供給機能が停止する

ＬＰガス供給施設・設備の強化 【一般社団法人秋田県ＬＰガス協会】

- ・一般社団法人秋田県ＬＰガス協会では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、２４時間３６５日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靱化に取り組んでいる。
- ・本市では、秋田県ＬＰガス協会と「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しており、災害応急対策業務等に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給を要請することとしている。

最悪の事態４－３ 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

水道施設の耐震化 【水道課】

- ・施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の更新を計画的に進めていく必要がある。

水道施設の老朽化対策 【水道課】

- ・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めていく必要がある。
- 水道における業務継続体制の強化 【水道課】
- ・上水道ＢＣＰ（業務継続計画）は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。

【想定】消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される

消火栓の老朽化対策 【水道課・消防】

- ・老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
- ・代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に進めていく必要がある。

【想定】工業用水道機能が停止する

工業用水道の耐震化 【水道課】

- ・施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。

【重要業績評価指標】

水道施設耐震化率 41.4% (R5)
 基幹管路耐震化更新率 100.0% (R5)
 工業用水道耐震適合管率 55.9% (H30)

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**【想定】下水道機能が停止する**

下水道施設の耐震化 【下水道課】

- ・大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進める必要がある。

下水道施設の老朽化対策 【下水道課】

- ・下水道施設は老朽化が進んでいるため、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

下水道における業務継続体制の強化 【下水道課】

- ・下水道BCP（業務継続計画）は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。

【想定】農業集落排水施設の機能が停止する

農業集落排水施設の老朽化対策 【下水道課】

- ・農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を推進する必要がある。

【想定】浄化槽の機能が停止する

合併処理浄化槽の促進 【下水道課】

- ・老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら促進する必要がある。

【想定】し尿処理施設機能が停止する

し尿処理等の協力体制の構築 【環境課・下水道課】

- ・災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、災害時協力体制マニュアルを策定するなど、日頃から各事業所及び関係機関と連携を強化する必要がある。

【重要業績評価指標】

重要な幹線等の耐震化率（下水道） 58.0% (H29)
 下水道BCP（業務継続計画）の策定 策定済み
 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（農業集落排水）
 70.6% (H29)
 浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率 70.6% (H29)

最悪の事態 4－5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】信号機が全面停止する

停電時の信号機滅灯対策 【大館警察署】

- ・災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進する必要がある。
- ・大館警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

【重要業績評価指標】

- 1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数
5 基（市内・H 2 7 まで整備済み）
- 2 電池式信号機電源付加装置の整備台数
3 基（市内・H 2 7 ） / 計画 5 3 基（秋田県全体・R 2 ）

最悪の事態 4－6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する

電話施設・設備の強化 【東日本電信電話(株)秋田支店】

- ・東日本電信電話(株)秋田支店では、地震、火災、風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を本市と連携して進めている。
- 携帯電話設備等の信頼性向上 【企画調整課・(株)ドコモＣＳ東北秋田支店】
- ・(株)ドコモＣＳ東北秋田支店では、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び市等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行っている。
- ・本市では庁舎施設及び一次避難所に、公衆無線ＬＡＮ（Wi - Fi）環境を整備している。

【重要業績評価指標】

指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置数

8 4 避難所 1 5 6 回線（H 3 0 完了）

公衆無線ＬＡＮ設置施設数 4 3 施設（R 5 ）

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】市内の企業活動が停止する

企業等における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等

誘致企業における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内誘致企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

化学消火薬剤の貯蔵 【消防】

- ・重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新する必要がある。

【想定】大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等

大規模商業施設等における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内大規模商業施設のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

【重要業績評価指標】

化学消火薬剤備蓄量 517リットル（H30）

最悪の事態 5-3 農業の停滞

【想定】農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する

農林業生産基盤の耐震化 【農林課】

- ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進する必要がある。
- ・県営ほ場整備事業を、計画に基づき進めていく必要がある。

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6－1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

【想定】ため池が決壊、または機能不全に陥る

ため池ハザードマップの整備 【農林課】

- ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある。

農業用ため池の整備 【農林課】

- ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める必要がある。

【想定】ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る

県との連絡体制の強化 【危機管理課】

- ・迅速な避難のため、山瀬及び早口ダムの災害時の放流状況等について、県との連絡体制を強化する必要がある。

【想定】防災施設が損壊、または機能不全に陥る

河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策

再掲 1 - 2 河川関連施設の老朽化対策 【土木課・都市計画課】

- ・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るものであり、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

再掲 1 - 3 土砂災害対策施設の老朽化対策 【土木課】

- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を平成 30 年度に策定し、今後、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

防災重点ため池地区ハザードマップの公表数 20 地区（R5）

最悪の事態 6－2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

治山対策 【農林課】

- ・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、国や県では山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進めている。

農業・農村の多面的機能の確保 【農林課】

- ・洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業、農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する必要がある。

農業水利施設の保全管理 【農林課】

- ・基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。なお、現在、土地改良区及び多面的機能交付金を活用している８３組織が、機能保全活動等に取り組んでいる。

森林整備 【農林課】

- ・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、市森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

- ・ 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数
76組織（R5）
 - 1 人工林間伐面積 210ha（H26）
 - 2 再造林率の向上 12.3%（R4）

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

災害廃棄物処理等の協力体制の構築 【環境課】

- ・災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会等と締結した協定に基づき、災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、日頃から協定書の内容確認を行うなど、関係機関の連携を強化していく必要がある。

災害廃棄物の処理体制の整備 【環境課】

- ・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関等の連携を強化していく必要がある。
- ・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

災害対応に不可欠な建設業との連携 【危機管理課】

- ・本市では、災害時の迅速な応急復旧に対応するため、東北電力(株)大館営業センター、東日本電信電話(株)秋田支店、大館管工事業協同組合、北鹿電気工事業協同組合、秋田県自動車整備振興会大館北秋田支部、大館市建設業協会、秋田県建造物解体業協会と災害復旧協定を締結している。引き続き建設関係団体等との連携を強化していく必要がある。

【想定】ボランティアの受け入れが円滑に進まない

災害ボランティアセンターの設置・運営 【福祉課】

- ・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。
- ・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する必要がある。

災害ボランティアコーディネーターの養成 【福祉課】

- ・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する必要がある。

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

地域応援プランによる支援 【企画調整課】

- ・地域応援プランの活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援する必要がある。

再掲 1-6 自主防災活動の充実・強化 【消防】

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成をさらに働きかける必要がある。

再掲 2-3 消防団への加入促進 【消防】

- ・社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る必要がある。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進していく必要がある。

【重要業績評価指標】

- 1 地域応援プラン活動実施累計団体数 69団体（H30）
- 2 自主防災組織率（1-6 の再掲） 98.7%（H29）
消防団員数の条例定数充足率（2-3 - 1の再掲） 87.4%（R5）
消防団協力事業所数（2-3 - 3の再掲） 39事業所（R5）
消防団応援の店事業所数（2-3 - 4の再掲） 47事業所（R5）